

# 平成 29 年度環境省重点施策

平成 28 年 12 月  
環 境 省

目 次

平成 29 年度 環境省予算（案）の概要	1
----------------------	---

**平成 29 年度 環境省重点施策** . . . . . 2

**東日本大震災からの復興・創生** . . . . . 2

**1. 福島県における取組**

- (1) 中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の搬入・適正管理、減容・再生利用
- (2) フォローアップ除染及び森林放射線量低減対策のモデル事業等の実施
- (3) 放射性物質に汚染された廃棄物の処理の実施等
- (4) 放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策の実施
- (5) 帰還困難区域における必要な措置の実施

**2. 福島県以外における取組**

指定廃棄物等の処理における必要な措置の実施

**3. 放射性物質汚染対策の加速化に向けた組織改革**

**4. グリーン復興等の推進**

三陸復興国立公園等を核としたグリーン復興等の推進

**循環共生型社会の構築** . . . . . 4

**1. 次世代につなげる暮らし・社会の変革による地球温暖化対策** . . . . . 4

**(1) 2030 年度目標の実現**

- ① 2030 年度目標の実現に向けた地球温暖化対策計画の着実な実施
- ② 国民運動「COOL CHOICE」の抜本的強化等

**(2) 中長期的取組**

- ① カーボンプライシングの検討
- ② 長期の大幅排出削減に向けた戦略的取組

**(3) 適応策**

「気候変動の影響への適応計画」を踏まえた取組

**(4) 国際的取組**

- ① 環境技術・産業の海外展開
- ② パリ協定及びG7の成果を踏まえた国際貢献

**2. 魅力ある我が国の自然の保全・活用といきものとの共生** . . . . . 7

**(1) 優れた自然の保全・活用等**

国立公園満喫プロジェクト等の実施による優れた自然の保全・活用

(2) 生物多様性の確保等

- ① 希少ないきものの保全や遺伝子組換え生物に係る規制等を通じた生態系の保全
- ② 鳥獣管理の推進、外来種の防除、動物の適正飼養の推進
- ③ 森里川海プロジェクトの展開等

3. 将来の暮らしを支える資源循環の実現と安心・安全の確保・・・・・・・・・・8

(1) 資源循環の実現に向けた取組等

- ① 廃棄物処理施設・浄化槽の整備
- ② 大規模災害に備えた防災・減災
- ③ 国内外の適正な資源循環の推進に向けた施策の充実

(2) 安心・安全を確保するための取組等

- ① 環境リスク低減等のための施策の充実
- ② 人の健康と良好な環境を守るための取組の推進
- ③ 公害健康被害対策等

平成 29 年度 環境省機構・定員（案）の概要	11
平成 29 年度 環境省組織改革のポイント	12
平成 29 年度 環境省関係税制改正について	13

※ 本文中、【復興特】と表記のある予算事項は、東日本大震災復興特別会計において計上する予算であり、【エネ特】と表記のある予算事項は、エネルギー対策特別会計において計上する予算である。

## 平成29年度環境省予算(案)の概要

### 【一般会計】

	平成28年度 当初予算額	平成28年度 第2号補正	平成29年度	
			当初予算(案)	対前年比
	億円	億円	億円	
一般政策経費等	1,452	790	1,484	102%

### 【エネルギー対策特別会計】

	平成28年度 当初予算額	平成28年度 第2号補正	平成29年度	
			当初予算(案)	対前年比
	億円	億円	億円	
エネルギー対策特別会計	1,586	40	1,540	97%

### 小 計

	平成28年度 当初予算額	平成28年度 第2号補正	平成29年度	
			当初予算(案)	対前年比
	億円	億円	億円	
一般会計+エネルギー対策特別会計 (除く、エネルギー対策特別会計へ繰入)	3,038	831	3,024	100%

### 【東日本大震災復興特別会計】

	平成28年度 当初予算額	平成28年度 第2号補正	平成29年度	
			当初予算(案)	対前年比
	億円	億円	億円	
東日本大震災復興特別会計 (復興庁一括計上)	9,153	3,303	7,167	78%

### 合 計

	平成28年度 当初予算額	平成28年度 第2号補正	平成29年度	
			当初予算(案)	対前年比
	億円	億円	億円	
合 計	12,191	4,134	10,191	84%

※四捨五入等の理由により、計数が合致しない場合がある。

## 平成 29 年度 環境省重点施策

### 東日本大震災からの復興・創生

東日本大震災の発生から平成 29 年の 3 月で 7 年目となる。復興は新たなステージに入っており、さらなる加速が求められる。

#### (福島県における取組)

福島県については、計画に基づく除染を平成 28 年度中に完了させ、平成 29 年度からは、被災地の復旧・復興・創生に向けて一層のステップアップを図っていく。

具体的には、中間貯蔵施設の整備と除去土壌等の継続的な搬入を推進するとともに、除去土壌等の減容・再生利用に関する技術開発等を進める。

また、フォローアップ除染、森林放射線量低減対策のモデル事業等を行うとともに、放射性物質に汚染された廃棄物の処理を着実に進める。

さらに、旧警戒区域内等においてイノシシ等の緊急的な捕獲事業を行う。

加えて、リスクコミュニケーション等を通じ、放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策も進めていく。

帰還困難区域については、福島復興特措法など所要の法整備がなされた上で、必要な役割を果たしていく。

#### (福島県以外における取組)

福島県以外の指定廃棄物等の処理についても、必要な措置を着実に進めていく。

#### (放射性物質汚染対策の加速化に向けた組織改革)

これらの放射性物質汚染対策の加速化に向け、廃棄物・リサイクル問題への対応とあわせ、推進体制の一元化・充実等を図るために必要な措置を講じる。

#### (グリーン復興等の推進)

さらに、三陸復興国立公園やみちのく潮風トレイルを活用したグリーン復興等を推進する。

### 1. 福島県における取組

#### (1) 中間貯蔵施設の整備、除去土壌等の搬入・適正管理、減容・再生利用

##### 【主な措置】

(金額は百万円単位)

- ・ 中間貯蔵施設の整備等【復興特】 187,561 (134,616)
- ・ 除去土壌等の適正管理・搬出等の実施【復興特】 285,464 の内数 (522,393 の内数)  
【28 年度補正】 329,447 の内数

## (2) フォローアップ除染及び森林放射線量低減対策のモデル事業等の実施

【主な措置】 (金額は百万円単位)

- ・除去土壌等の適正管理・搬出等の実施【復興特】(再掲)

285,464 の内数 (522,393 の内数)

【28年度補正】329,447 の内数

※フォローアップ除染、森林放射線量低減対策のモデル事業等を含む

## (3) 放射性物質に汚染された廃棄物の処理の実施等

【主な措置】 (金額は百万円単位)

- ・放射性物質汚染廃棄物処理事業等【復興特】 185,123 (214,021)

(うち福島県内分) 149,050 (167,373)

- ・旧警戒区域内等における鳥獣捕獲等緊急対策事業【復興特】 192 (192)

## (4) 放射線に係る住民の健康管理・健康不安対策の実施

【主な措置】 (金額は百万円単位)

- ・放射線健康管理・健康不安対策事業費 1,329 (1,214)

- ・住民の個人被ばく線量把握事業【エネ特】 398 (419)

- ・放射線健康管理支援交付金 368 (71)

## (5) 帰還困難区域における必要な措置の実施

(金額は百万円単位)

- ・復興拠点内環境回復事業(仮称)【復興特】 30,904 (0)

※帰還困難区域については、福島復興特措法など所要の法整備がなされた上で、必要な役割を果たしていく。

## 2. 福島県以外における取組

指定廃棄物等の処理における必要な措置の実施

【主な措置】 (金額は百万円単位)

- ・放射性物質汚染廃棄物処理事業等【復興特】(再掲) 185,123 (214,021)

(うち福島県以外分) 36,073 (46,648)

## 3. 放射性物質汚染対策の加速化に向けた組織改革

※ 詳細については p12 「平成 29 年度 環境省組織改革のポイント」を参照

## 4. グリーン復興等の推進

三陸復興国立公園等を核としたグリーン復興等の推進

【主な措置】 (金額は百万円単位)

- ・三陸復興国立公園等復興事業【復興特】 580 (880)

## 循環共生型社会の構築

昨年9月の国連持続可能な開発サミットにおいて「持続可能な開発目標（SDGs）」を中核とする「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、同年12月には国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）において、地球温暖化に係る「パリ協定」が採択された。また、本年5月にはG7伊勢志摩サミットやG7富山環境大臣会合が開催されるなど、平成27年度から平成28年度にかけては、我が国のみならず、今後の世界全体の環境政策の方向を指し示す重要な会合や協定の採択が相次いだ。

そこで、平成29年度においては、これらの実施・実現に向け、地球温暖化対策、自然共生社会の構築、循環型社会の形成等の各取組分野における施策を国内外でより一層積極的に展開していく必要がある。

### 1. 次世代につなげる暮らし・社会の変革による地球温暖化対策

#### （2030年度目標の実現）

平成29年度はパリ協定を踏まえた温暖化対策を実行に移す年となる。本年5月に閣議決定した「地球温暖化対策計画」に基づき、2030年度に2013年度比26.0%削減（2005年度比25.4%削減）する目標の達成に向けて取り組む。

このため、環境省では、「賢い選択」＝COOL CHOICEをキーコンセプトに、国内においては主として民生・需要サイドから変革する事業、国際的には世界的な削減を主導する事業について各省連携を軸として推進していく。

具体的には、再生可能エネルギーの最大限の導入や徹底した省エネルギーの推進をはじめ、家庭、業務その他、運輸、産業、エネルギー転換などそれぞれにおける部門別対策や代替フロン対策、国民運動（「COOL CHOICE」）の抜本的強化などを着実に実施し、国民各界各層が主体的に賢い選択を実践できる環境を整備する。

#### （中長期的取組）

また、カーボンプライシングの検討、2050年80%削減やそれ以降の長期大幅削減に向けた技術革新やその社会実装、社会・都市・地域の構造やライフスタイルの変革の実践、二酸化炭素回収・貯留（CCS）の実用化に向けた技術開発など中長期的な取組を戦略的に進める。

#### （適応策）

昨年11月に閣議決定した「気候変動の影響への適応計画」を踏まえた取組として、気候リスク等に関する科学的知見の充実、ヒートアイランド対策、熱中症対策等を着実に実施していく。

#### （国際的取組）

パリ協定の発効を受けて、COP22において2018年までに策定することとされた協定の実施指針の構築等に取り組むとともに、二国間クレジット制度（JCM）等による優れた

環境技術の普及促進や、環境アセスメントの国際展開、パリ協定及びG7の成果を踏まえた国際貢献等を、各国の特性を踏まえ効果的に行っていく。

## (1) 2030 年度目標の実現

### ① 2030 年度目標の実現に向けた地球温暖化対策計画の着実な実施

【主な措置】

(金額は百万円単位)

#### <地域における再エネ・省エネの普及促進>

- ・再生可能エネルギー電気・熱自立的普及促進事業（経済産業省連携事業）  
【エネ特】 8,000 (6,000)
- ・(新) 風力発電等に係るゾーニング導入可能性検討モデル事業【エネ特】 300 ( 0)
- ・低炭素型廃棄物処理・リサイクル設備導入の支援【エネ特】 3,500 (2,900)
- ・廃棄物焼却施設の余熱等を利用した地域低炭素化モデル事業【エネ特】 400 ( 200)

#### <民生部門（業務・住宅）における低炭素化の促進>

- ・賃貸住宅における省 CO2 促進モデル事業（国土交通省連携事業）  
【エネ特】 3,500 (2,000)
- ・業務用施設等における省 CO2 促進事業（一部経済産業省・国土交通省・厚生労働省・農林水産省連携事業）  
【エネ特】 5,000 (5,500)
- ・(新) 廃熱・湧水等の未利用資源の効率的活用による低炭素社会システム整備推進事業  
【エネ特】 2,200 ( 0)
- ・(新) 脱フロン社会構築に向けた業務用冷凍空調機器省エネ化推進事業（一部国土交通省連携事業）  
【エネ特】 6,300 ( 0)

#### <運輸部門（物流・交通）における低炭素化の促進>

- ・物流分野における CO2 削減対策促進事業（国土交通省連携事業）【エネ特】 3,700 (3,700)
- ・トラック・バスにおける低炭素化の推進（国土交通省・経済産業省連携事業）  
【エネ特】 3,965 (3,965)

#### <金融、社会システムの低炭素化の促進>

- ・地域低炭素投資促進ファンド事業【エネ特】 4,800 (6,000)
- ・ESG 投資など環境金融の充実・強化【一部エネ特】 4,255 (4,068)

### ② 国民運動「COOL CHOICE」の抜本的強化等

【主な措置】

(金額は百万円単位)

- ・(新) 省エネ家電等 COOL CHOICE 推進事業【エネ特】 2,000 ( 0)
- ・地球温暖化対策の推進・国民運動「COOL CHOICE」強化事業【エネ特】 1,650 (1,700)
- ・「国連 ESD の 10 年」後の環境教育推進費 227 ( 218)

## (2) 中長期的取組

### ① カーボンプライシングの検討

【主な措置】	(金額は百万円単位)
・(新) カーボンプライシング導入可能性調査事業	【エネ特】 250 ( 0)
・税制全体のグリーン化推進検討経費	26 ( 26)

### ② 長期の大幅排出削減に向けた戦略的取組

【主な措置】	(金額は百万円単位)
・未来のあるべき社会・ライフスタイルを創造する技術イノベーション事業	【エネ特】 2,500 (1,900)
・セルロースナノファイバー(CNF)等の次世代素材活用推進事業 (経済産業省・農林水産省連携事業)	【エネ特】 3,900 (3,300)
・再エネ等を活用した水素社会推進事業 (一部経済産業省連携事業)	【エネ特】 5,498 (6,500)
・(新) 低炭素型の行動変容を促す情報発信 (ナッジ) による家庭等の自発的対策 推進事業	【エネ特】 2,000 ( 0)
・環境研究総合推進費関係経費	5,293 の内数 (5,293 の内数)
・CCSによるカーボンマイナス社会推進事業 (一部経済産業省連携事業)	【エネ特】 6,000 (6,000)
・(新) パリ協定等を受けた中長期的温室効果ガス排出削減対策検討調査費	【一部エネ特】 552 ( 0)

## (3) 適応策

### 「気候変動の影響への適応計画」を踏まえた取組

【主な措置】	(金額は百万円単位)
・気候変動影響評価・適応推進事業	702 ( 391)
・国立研究開発法人国立環境研究所運営費交付金 (うち適応関連研究経費)	12,216 の内数 (11,695 の内数)
・環境研究総合推進費関係経費 (うち適応関連研究経費)	5,293 の内数 (5,293 の内数)
・(新) オリンピック・パラリンピック暑熱環境測定事業	29 ( 0)
・熱中症対策推進事業	64 ( 80)
・(新) 廃棄物・リサイクル分野における気候変動影響の分析及び適応策の検討	13 ( 0)

## (4) 国際的取組

### ① 環境技術・産業の海外展開

【主な措置】	(金額は百万円単位)
・温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」(GOSAT) シリーズによる地球環境観測事業等	【一部エネ特】 4,606 (4,664)

- ・ 二国間クレジット制度（JCM）資金支援事業及び基盤整備事業 【エネ特】 9,720 (9,920)
- ・ 我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業 360 (390)
- ・ 環境技術実証事業 103 (92)

## ② パリ協定及びG7の成果を踏まえた国際貢献

【主な措置】 (金額は百万円単位)

- ・ パリ協定の実施に向けた検討経費 156 (178)
- ・ (新) パリ協定実施に向けた途上国能力開発支援拠出金 【エネ特】 183 (0)
- ・ (新) G7が牽引するCO2削減に貢献する持続可能な開発目標の実施 【エネ特】 60 (0)
- ・ 国連持続可能な消費と生産10年計画枠組み基金への拠出等による国際的な民生部門対策 【エネ特】 328 (363)
- ・ (新) アジア・太平洋地域の災害廃棄物対策強化支援事業 17 (0)

## 2. 魅力ある我が国の自然の保全・活用といきものとの共生

### (優れた自然の保全・活用等)

2020年の東京オリンピック・パラリンピックも見据え、「明日の日本を支える観光ビジョン」に基づき、国立公園を世界水準の「ナショナル・パーク」として自然体験・活用型の空間とする「国立公園満喫プロジェクト」等を実施することで、自然資産の保全・価値の向上と訪日外国人の国立公園利用者数の倍増以上を目指す。

### (生物多様性の確保等)

また、人といきものとの共生を目指し、生物多様性条約の愛知目標の達成に向け、生物多様性を確保するための取組を進める。

具体的には、希少ないいきものの保全や遺伝子組換え生物の使用等の規制に関する施策の拡充の検討、農林水産省との連携による鳥獣管理の推進や外来種の防除、動物の適正飼養の推進（人とペットとの共生）、自然資源の手入れを通じて地域の活性化を図る森里川海プロジェクトや自然再生の取組を展開する。

### (1) 優れた自然の保全・活用等

国立公園満喫プロジェクト等の実施による優れた自然の保全・活用

【主な措置】 (金額は百万円単位)

- ・ (新) 国立公園満喫プロジェクト等推進事業 10,019 (0)
- 【28年度補正】 10,289

## (2) 生物多様性の確保等

### ① 希少ないきものの保全や遺伝子組換え生物に係る規制等を通じた生態系の保全

【主な措置】 (金額は百万円単位)

・希少ないきものの保全に向けた施策の拡充の検討	
・遺伝子組換え生物の使用等の規制に関する施策の拡充の検討	
・希少種保護推進費	453 ( 447)
・国際希少野生動植物種流通管理対策費	36 ( 27)
・遺伝子組換え生物対策事業	21 ( 21)
・(新) 西之島総合学術調査事業費	33 ( 0)

### ② 鳥獣管理の推進、外来種の防除、動物の適正飼養の推進

【主な措置】 (金額は百万円単位)

・指定管理鳥獣捕獲等事業費	800 ( 500)
	【28年度補正】 700
・鳥獣保護管理強化総合対策事業費	758 ( 768)
・外来生物対策費	94 ( 91)
・特定外来生物防除等推進事業	486 ( 486)
・動物愛護管理推進費	259 ( 207)

### ③ 森里川海プロジェクトの展開等

【主な措置】 (金額は百万円単位)

・地域循環共生圏構築事業	100 ( 85)
・生物多様性保全推進支援事業	75 ( 75)

## 3. 将来の暮らしを支える資源循環の実現と安心・安全の確保

### (資源循環の実現に向けた取組等)

将来にわたり地域社会・暮らしを支えるため、一般廃棄物処理施設の早急かつ適切な更新及び浄化槽の整備を進める。

また、熊本地震等近年の震災の経験を踏まえ、今後想定されうる大規模災害も念頭に、災害廃棄物の円滑な処理体制の確保及び処理施設の防災拠点化等の強靱化対策を進める。

さらに、「富山物質循環フレームワーク」<sup>1</sup>を踏まえた食品ロス・食品廃棄物対策、電気電子廃棄物(E-Waste)の管理など、次期循環基本計画を見据え国内外の適正な資源循環を推進する。

<sup>1</sup>G7 富山環境大臣会合で合意され、G7伊勢志摩サミットでも支持された。

## (安心・安全を確保するための取組等)

現在及び将来の世代が健全で良好な環境の中で暮らしを営む基盤となる安心・安全を確保するための環境リスクの低減など様々な取組を進める。

具体的には、化学物質のリスク管理強化や土壌汚染の管理適正化などの施策の充実に向けた検討を進める。

また、子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）、水銀に関する水俣条約実施に向けた取組、PCB廃棄物の計画期限内処理を確実に達成するための取組、依然として環境基準達成率の低い微小粒子状物質（PM2.5）対策などにも着実に取組む。

マイクロプラスチックへの対応を含めた海洋ごみ対策や豊かさを実感できる海の再生事業など良好な海洋環境等を守るための取組を進める。

さらに、水俣病に関する総合対策や石綿健康被害の救済など公害健康被害対策等の取組を進める。

## (1) 資源循環の実現に向けた取組等

### ① 廃棄物処理施設・浄化槽の整備

#### 【主な措置】

- ・一般廃棄物処理施設の整備

(金額は百万円単位)

【一部エネ特】 51,240 (51,240)

【28年度補正】 44,990

- ・浄化槽整備の推進

【一部エネ特】 9,421 (8,421)

【28年度補正】 1,000

### ② 大規模災害に備えた防災・減災

#### 【主な措置】

- ・大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討事業

(金額は百万円単位)

441 ( 4)

【28年度補正】 299

### ③ 国内外の適正な資源循環の推進に向けた施策の充実

#### 【主な措置】

(金額は百万円単位)

- ・国内外の適正な資源循環の推進など施策の充実に向けた検討
- ・富山物質循環フレームワーク等国際動向を踏まえた、次期循環型社会形成推進基本計画等検討事業 86 ( 51)
- ・食品廃棄物等リデュース・リサイクル推進事業費 68 ( 35)
- ・ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業 90 ( 100)
- ・産業廃棄物処理業のグリーン成長・地域魅力創出促進支援事業 100 ( 100)

## (2) 安心・安全を確保するための取組等

### ① 環境リスク低減等のための施策の充実

#### 【主な措置】

(金額は百万円単位)

- ・化学物質のリスク管理強化など施策の充実に向けた検討
- ・土壌汚染の管理適正化など施策の充実に向けた検討
- ・化学物質緊急安全点検調査費 223 ( 223)
- ・化学物質環境実態調査費及びP R T R制度運用・データ活用事業 469 ( 449)
- ・土壌汚染対策費 291 ( 288)

### ② 人の健康と良好な環境を守るための取組の推進

#### 【主な措置】

(金額は百万円単位)

#### <人の健康やきれいな空気等を守るための取組>

- ・子どもの健康と環境に関する全国調査 (エコチル調査) 4,494 (4,462)  
【28年度補正】1,302
- ・水銀に関する水俣条約実施推進事業 297 ( 260)
- ・P C B廃棄物の適正な処理の推進等 5,942 (5,850)  
【28年度補正】2,198
- ・広域大気環境対策費 523 ( 502)
- ・自動車排出ガス・騒音規制強化等推進費 237 ( 181)

#### <良好な海洋環境等を守るための取組>

- ・海岸漂着物等地域対策推進事業 400 ( 400)  
【28年度補正】2,700
- ・漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業費 126 ( 79)
- ・豊かさを実感できる海の再生事業 135 ( 135)
- ・(新)琵琶湖保全再生等推進費 30 ( 0)

### ③ 公害健康被害対策等

#### 【主な措置】

(金額は百万円単位)

- ・水俣病総合対策関係経費 11,611 (12,026)
- ・水俣病の治療向上に関する研究調査 66 ( 22)
- ・石綿ばく露者の健康管理に係る試行調査 203 ( 200)
- ・環境保健サーベイランス調査費 (健康影響等調査) 187 ( 192)

## 平成 29 年度 環境省機構・定員（案）の概要

### <機 構>

○環境再生・資源循環局（仮称）の新設

→除染、中間貯蔵施設、指定廃棄物等の放射性物質汚染対策を担う組織と、廃棄物・リサイクル部門を一元化し、汚染物処理を加速化する。

○総合環境政策統括官（仮称）の新設

→総合環境政策局の改編。

○福島地方環境事務所の新設

→福島環境再生事務所の地方支分部局への格上げ。

○地球環境局国際連携課参事官（地球温暖化国際交渉担当）の新設

→地球環境局国際連携課国際地球温暖化対策室の格上げ。

<定 員>増員：66名（本省1名、地方65名（うち時限51名））

平成 29 年度末定員 2,037 名（平成 28 年度末定員 1,985 名）

### 【主な増員事項】

#### <本省>

1. サイバーセキュリティ対策の体制の強化 1名

#### <地方環境事務所>

1. 国立公園満喫プロジェクト推進のための体制の強化 25名  
(恒常5、時限15、振替5)

2. PCB廃棄物の適正処理推進のための体制の強化 8名（時限）

3. 災害廃棄物対策のための体制の強化 2名

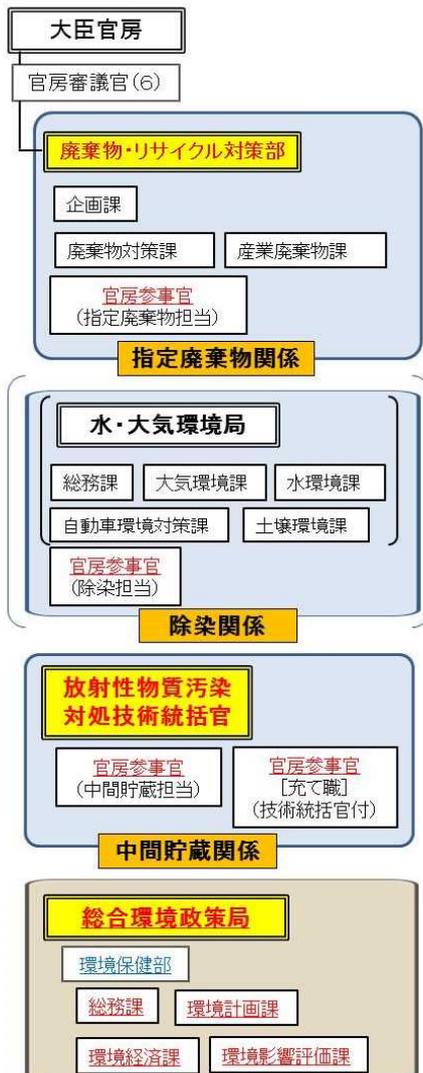
#### <地方環境事務所・震災復興>

1. 中間貯蔵施設整備、指定廃棄物処理等に係る体制の強化 28名（時限）

## 平成29年度環境省組織改革のポイント

- 東日本大震災の後、放射線汚染物質対策については、**既存の組織をベースに逐次増強して体制を整備**してきた。
- 「復興・創生期」に入り、復興も新たなステージを迎えた中で、本年8月の与党東日本大震災復興加速化のための第6次提言を受け、これまで3つの部局にまたがっていた**廃棄物・リサイクル対策と放射性物質汚染対策を統合し一元的に取り組む「環境再生・資源循環局（仮称）」**を新設し、放射性物質汚染からの環境再生に関し中核的組織として整備。
- この「環境再生・資源循環局」を中心に、**大臣以下、環境省の最重要課題として省を挙げて被災地の環境再生に取り組み、復興創生を一層加速化**する。
- またあわせて、総合環境政策局を改組し、新たに設置する「**総合環境政策統括官（仮称）**」の下で統括することで、国連持続可能な開発目標（SDGs）の採択等を踏まえ、分野横断的な省全体の企画立案機能を強化する。

### 1. 現状

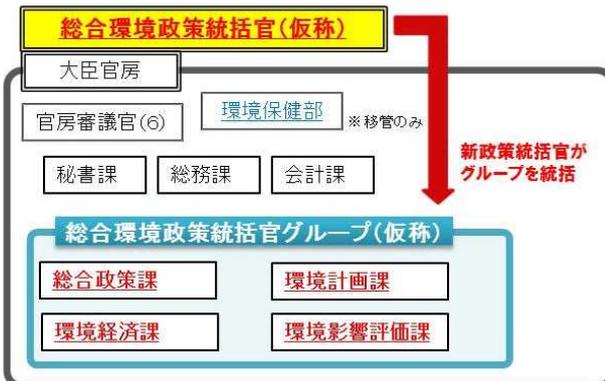


### 2. 改革後

#### ○環境再生・資源循環局(仮称)の設置



#### ○総合環境政策統括官(仮称)の設置



あわせて、福島環境再生事務所を、他の地方環境事務所と同格の事務所として位置付け、新たに「**福島地方環境事務所**」として設置することで、現地の意思決定の迅速化及び体制強化を図る。

# 平成 29 年度 環境省関係税制改正について

平成 28 年 12 月

## 1. 税制全体のグリーン化の推進

### (地球温暖化対策)

- エネルギー課税について、
  - ・ 「地球温暖化対策のための税」を着実に実施し、省エネルギー対策、再生可能エネルギー普及、化石燃料のクリーン化・効率化などのエネルギー起源二酸化炭素排出抑制の諸施策に充当すること
  - ・ 揮発油税等について、グリーン化の観点から「当分の間税率」を維持することとされた。

### (車体課税)

- 車体課税については、平成 29 年度税制改正大綱（平成 28 年 12 月 8 日自由民主党・公明党。以下「大綱」という。）において、以下のとおり盛り込まれた。

[大綱 13～14、96～104 頁]

## 第一 平成 29 年度税制改正の基本的考え方

### 5 車体課税の見直し

一部の自動車メーカーが燃費性能を偽った今回の不正は、エコカー減税制度の根幹を揺るがす問題である。燃費不正対策を強化するため、道路運送車両法を改正するとともに、税制においても、燃費不正が生じた場合の納税義務者の特例等の措置を講ずる。

自動車取得税及び自動車重量税に係るエコカー減税については、燃費性能がより優れた自動車の普及を促進する観点から、対象範囲を平成 32 年度燃費基準の下で見直し、政策インセンティブ機能を強化した上で 2 年間延長する。その実施に当たっては、段階的に基準を引き上げることとする。なお、自動車重量税については、ガソリン車への配慮等の観点から、時限的・特例的な措置を講ずる。

エコカー減税は、燃費水準の向上により、見直しを行わないと、政策インセンティブ機能が低下し、税収も減少していくという性質を有する。他方、道路等の維持管理・更新や防災・減災等の推進に、国・地方において多額の財源が必要となることが見込まれる。今後、適用期限の到来にあわせ、見直しを行うに当たっては、政策インセンティブ機能の強化、実質的な税収中立の確保、原因者負担・受益者負担としての性格、応益課税の原則、

市場への配慮等の観点を踏まえることとする。また、次のエコカー減税等の適用期限到来に向けて、クリーンディーゼル車について、普及の状況や政策的支援の必要性等を総合的に勘案して、エコカー減税制度等における扱いを引き続き検討し、結論を得る。

平成 28 年度末で期限切れを迎える自動車税及び軽自動車税のグリーン化特例（軽課）については、重点化を行った上で 2 年間延長する。また、環境性能割導入以後のグリーン化特例（軽課）については、平成 26 年度及び平成 28 年度与党税制改正大綱に沿って必要な検討を行い、平成 31 年度税制改正において具体的な結論を得る。

なお、消費税率 10%への引上げの前後における駆け込み需要及び反動減対策に万全を期す必要があり、自動車をめぐるグローバルな環境、自動車に係る行政サービス等を踏まえ、簡素化、自動車ユーザーの負担の軽減、グリーン化、登録車と軽自動車との課税のバランスを図る観点から、平成 31 年度税制改正までに、安定的な財源を確保し、地方財政に影響を与えないよう配慮しつつ、自動車の保有に係る税負担の軽減に関し総合的な検討を行い、必要な措置を講ずる。

## 第二 平成 29 年度税制改正の具体的内容

### 四 消費課税

#### 2 車体課税の見直し

##### (国 税)

(1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に係る自動車重量税の免税等の特例措置（下記 (2) において「自動車重量税のエコカー減税」という。）について、次の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する。

##### ① 天然ガス自動車（車両総重量が 3.5 t 以下のもの）

本措置の適用対象となる自動車の範囲に、平成 30 年排出ガス規制に適合するものを加える。

##### ② 乗用自動車

イ 燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	平成 29 年 5 月 1 日以後	平成 30 年 5 月 1 日以後
平成 32 年度燃費基準値より 20%以上燃費性能の良いもの	平成 32 年度燃費基準値より 30%以上燃費性能の良いもの	平成 32 年度燃費基準値より 40%以上燃費性能の良いもの
平成 32 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの	平成 32 年度燃費基準値より 20%以上燃費性能の良いもの	平成 32 年度燃費基準値より 20%以上燃費性能の良いもの
平成 32 年度燃費基準を満たすもの	平成 32 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの	平成 32 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの

平成 27 年度燃費基準値より 5 % 以上燃費性能の良いもの	平成 27 年度燃費基準値より 10% 以上燃費性能の良いもの	平成 32 年度燃費基準を満たすもの
---------------------------------	---------------------------------	--------------------

ロ 上記イの改正により本措置の対象外となる揮発油自動車（ハイブリッド自動車及び軽自動車を除く。）で次に掲げるものについては、その新車に係る新規検査の際に納付すべき自動車重量税について本則税率を適用する経過措置を講ずる。

(イ) 平成 27 年度燃費基準値より 5 % 以上燃費性能の良い自動車で平成 29 年 5 月 1 日から平成 30 年 4 月 30 日までの間に新車に係る新規検査を受けるもの

(ロ) 平成 27 年度燃費基準値より 10% 以上燃費性能の良い自動車で平成 30 年 5 月 1 日から平成 31 年 4 月 30 日までの間に新車に係る新規検査を受けるもの

ハ 本措置の適用対象となる自動車の範囲に、揮発油自動車で平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50% 以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 10% 以上燃費性能の良いものを加える。

ニ 本措置の適用対象となる自動車の範囲に、石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料とする自動車をいう。）で平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50% 以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車又は平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75% 以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 10% 以上燃費性能の良いものを加える。

ホ 本措置の適用対象となる自動車の範囲に、軽油自動車で平成 30 年排出ガス規制に適合するものを加える。

ヘ 新車に係る新規検査後に受ける最初の継続検査等の際に納付すべき自動車重量税を免除する措置の対象となる揮発油自動車及び石油ガス自動車は、次に掲げるものとする。

(イ) 平成 32 年度燃費基準値より 40% 以上燃費性能の良い自動車で平成 29 年 5 月 1 日から平成 30 年 4 月 30 日までの間に新車に係る新規検査を受けるもの

(ロ) 平成 32 年度燃費基準値より 50% 以上燃費性能の良い自動車で平成 30 年 5 月 1 日から平成 31 年 4 月 30 日までの間に新車に係る新規検査を受けるもの

③ バス・トラック（車両総重量が 2.5 t 以下のもの）

本措置の適用対象となる自動車の範囲に、揮発油自動車で平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50% 以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 5 % 以上燃費性能の良いものを加える。

④ バス・トラック（車両総重量が 2.5 t を超え 3.5 t 以下のもの）

イ 本措置の適用対象となる自動車の範囲に、揮発油自動車に次に掲げるものを加える。

(イ) 平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50% 以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準を満たすも

の

(ロ) 平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 25%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 5%以上燃費性能の良いもの

ロ 本措置の適用対象となる自動車の範囲に、軽油自動車で平成 30 年排出ガス規制に適合する自動車のうち、平成 27 年度燃費基準を満たすものを加える。

⑤ バス・トラック（車両総重量が 3.5 t を超えるもの）

イ 本措置の適用対象となる自動車の範囲から、軽油自動車で平成 21 年排出ガス規制に適合するもの（平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車を除く。）を除外する。

ロ 本措置の適用対象となる自動車の範囲に、車両総重量が 3.5 t を超え 7.5 t 以下の軽油自動車で平成 28 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 27 年度燃費基準を満たすものを加える。

(2) 自動車重量税のエコカー減税の適用を受け、又は本則税率の適用を受けた自動車の自動車重量税について、自動車製作者等の不正行為に起因し納付不足額が発生した場合には、当該自動車製作者等は当該納付不足額を納める義務があるものとする等、所要の措置を講ずる。

(注) 上記の改正は、平成 29 年 4 月 1 日以後に法定納期限が到来する自動車重量税について適用する。

(3) その他所要の措置を講ずる。

(地方税)

〈自動車取得税〉

(1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（新車に限る。）の取得に対して課する自動車取得税に係る特例措置（いわゆる「自動車取得税のエコカー減税」）について、次の見直しを行った上、その適用期限を 2 年延長する。

① 天然ガス自動車（車両総重量が 3.5 t 以下のもの）

本措置の適用対象となる自動車の範囲に、平成 30 年排出ガス規制に適合するものを加える。

② 乗用車

イ 燃費性能に関する要件を次のとおりとする。

現 行	平成 29 年 4 月 1 日以後	平成 30 年 4 月 1 日以後
平成 32 年度燃費基準値より 20%以上燃費性能の良いもの	平成 32 年度燃費基準値より 30%以上燃費性能の良いもの	平成 32 年度燃費基準値より 40%以上燃費性能の良いもの
平成 32 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの	—	平成 32 年度燃費基準値より 30%以上燃費性能の良いもの

平成 32 年度燃費基準を満たすもの	平成 32 年度燃費基準値より 20%以上燃費性能の良いもの	平成 32 年度燃費基準値より 20%以上燃費性能の良いもの
平成 27 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの	平成 32 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの	平成 32 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの
平成 27 年度燃費基準値より 5%以上燃費性能の良いもの	平成 27 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの	平成 32 年度燃費基準を満たすもの

ロ 本措置の適用対象となる自動車の範囲に、ガソリン自動車で平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いものを加える。

ハ 本措置の適用対象となる自動車の範囲に、石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料とする自動車をいう。）で平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車又は平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いものを加える。

ニ 本措置の適用対象となる自動車の範囲に、軽油自動車で平成 30 年排出ガス規制に適合するものを加える。

③ バス・トラック（車両総重量が 2.5 t 以下のもの）

本措置の適用対象となる自動車の範囲に、ガソリン自動車で平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 5%以上燃費性能の良いものを加える。

④ バス・トラック（車両総重量が 2.5 t を超え 3.5 t 以下のもの）

イ 現行、税率を 80%軽減する自動車に係る軽減割合を 75%とし、税率を 60%軽減する自動車に係る軽減割合を 50%とし、税率を 40%軽減する自動車に係る軽減割合を 25%とする。

ロ 本措置の適用対象となる自動車の範囲に、ガソリン自動車で次に掲げるものを加える。

(イ) 平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準を満たすもの

(ロ) 平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 25%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 27 年度燃費基準値より 5%以上燃費性能の良いもの

ハ 本措置の適用対象となる自動車の範囲に、軽油自動車で平成 30 年排出ガス規制に適合する自動車のうち、平成 27 年度燃費基準を満たすものを加える。

⑤ バス・トラック（車両総重量が 3.5 t を超えるもの）

イ 現行、税率を 80% 軽減する自動車に係る軽減割合を 75% とし、税率を 60% 軽減する自動車に係る軽減割合を 50% とし、税率を 40% 軽減する自動車に係る軽減割合を 25% とする。

ロ 本措置の適用対象となる自動車の範囲から、軽油自動車で平成 21 年排出ガス規制に適合するもの（平成 21 年排出ガス基準値より 10% 以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車を除く。）を除外する。

ハ 本措置の適用対象となる自動車の範囲に、車両総重量が 3.5 t を超え 7.5 t 以下の軽油自動車で平成 28 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 27 年度燃費基準を満たすものを加える。

(2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（新車を除く。）の取得に対して課する自動車取得税の課税標準の特例措置について、乗用車に係る燃費性能に関する要件を次のとおり見直した上、その適用期限を 2 年延長する。

現 行	平成 29 年 4 月 1 日以後	平成 30 年 4 月 1 日以後
平成 32 年度燃費基準値より 20% 以上燃費性能の良いもの	平成 32 年度燃費基準値より 30% 以上燃費性能の良いもの	平成 32 年度燃費基準値より 40% 以上燃費性能の良いもの
平成 32 年度燃費基準値より 10% 以上燃費性能の良いもの	—	平成 32 年度燃費基準値より 30% 以上燃費性能の良いもの
平成 32 年度燃費基準を満たすもの	平成 32 年度燃費基準値より 20% 以上燃費性能の良いもの	平成 32 年度燃費基準値より 20% 以上燃費性能の良いもの
平成 27 年度燃費基準値より 10% 以上燃費性能の良いもの	平成 32 年度燃費基準値より 10% 以上燃費性能の良いもの	平成 32 年度燃費基準値より 10% 以上燃費性能の良いもの
平成 27 年度燃費基準値より 5% 以上燃費性能の良いもの	平成 27 年度燃費基準値より 10% 以上燃費性能の良いもの	平成 32 年度燃費基準を満たすもの

(3) その他所要の措置を講ずる。

〈自動車税〉

(4) 自動車税において講じている燃費性能等の優れた自動車の税率を軽減し、一定年数を経過した自動車の税率を重くする特例措置（いわゆる「自動車税のグリーン化特例」）について、次のとおり適用期限を 2 年延長する。

① 自動車税のグリーン化特例（軽課）

平成 29 年度及び平成 30 年度に新車新規登録された自動車について、以下のとおり、

当該登録の翌年度に特例措置を講ずる。

イ 次に掲げる自動車について、税率を概ね 100 分の 75 軽減する。

(イ) 電気自動車

(ロ) 天然ガス自動車で平成 30 年排出ガス規制に適合するもの又は平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの

(ハ) プラグインハイブリッド自動車

(ニ) 平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車又は平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 32 年度燃費基準値より 30%以上燃費性能の良いもの（揮発油又は液化石油ガスを内燃機関の燃料とする自動車に限る。）

(ホ) 平成 30 年排出ガス規制に適合する乗用車又は平成 21 年排出ガス規制に適合する乗用車（軽油を内燃機関の燃料とする自動車に限る。）

ロ 平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車又は平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない自動車のうち、平成 32 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの（揮発油又は液化石油ガスを内燃機関の燃料とする自動車に限る。）について、税率を概ね 100 分の 50 軽減する。

## ② 自動車税のグリーン化特例（重課）

現行のグリーン化特例（重課）の適用期限を 2 年延長し、平成 30 年度分及び平成 31 年度分を特例措置の対象とする。

(5) その他所要の措置を講ずる。

〈軽自動車税〉

(6) 軽自動車税において講じている、燃費性能等の優れた軽自動車（新車に限る。）を取得した日の属する年度の翌年度分の税率を軽減する特例措置（いわゆる「軽自動車税のグリーン化特例（軽課）」）について、次のとおり適用期限を 2 年延長する。

① 次に掲げる軽自動車について、税率を概ね 100 分の 75 軽減する。

イ 電気軽自動車

ロ 天然ガス軽自動車で平成 30 年排出ガス規制に適合するもの又は平成 21 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 21 年排出ガス基準値より 10%以上窒素酸化物の排出量が少ないもの

② 平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車又は平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車のうち、乗用のものについては平成 32 年度燃費基準値より 30%以上燃費性能の良いもの（揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車に限る。）について、貨物用のものについ

ては平成 27 年度燃費基準値より 35%以上燃費性能の良いもの（揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車に限る。）について、税率を概ね 100 分の 50 軽減する。

- ③ 平成 30 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 30 年排出ガス基準値より 50%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車又は平成 17 年排出ガス規制に適合し、かつ、平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない軽自動車のうち、乗用のものについては平成 32 年度燃費基準値より 10%以上燃費性能の良いもの（揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車に限り、②の軽自動車を除く。）について、貨物用のものについては平成 27 年度燃費基準値より 15%以上燃費性能の良いもの（揮発油を内燃機関の燃料とする軽自動車に限り、②の軽自動車を除く。）について、税率を概ね 100 分の 25 軽減する。

(7) その他所要の措置を講ずる。

〈自動車取得税・自動車税・軽自動車税〉

- (8) 自動車製作者等の不正行為に起因し自動車取得税等の納付不足額が発生した場合の対応について、国税における制度の取扱い等を踏まえ、所要の措置を講ずる。

### （森林・自然の維持・回復）

- 森林吸収源対策については、大綱において、以下のとおり盛り込まれた。

[大綱 14～15 頁]

#### 第一 平成 29 年度税制改正の基本的考え方

##### 6 森林吸収源対策

2020 年度及び 2020 年以降の温室効果ガス削減目標の達成に向けて、森林吸収源対策及び地方の地球温暖化対策に関する安定的な財源の確保について、以下の措置を講ずる。

- (1) エネルギー起源 CO<sub>2</sub> の排出抑制のための木質バイオマスのエネルギー利用や木材のマテリアル利用を普及していくことは、森林吸収源対策の推進にも寄与することから、地球温暖化対策のための税について、その本格的な普及に向けたモデル事業や技術開発、調査への活用の充実を図るため、経済産業省、環境省、林野庁の 3 省庁は、引き続き連携して取り組む。
- (2) 森林整備や木材利用を推進することは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全や地方創生、快適な生活環境の創出などにつながり、その効果は広く国民一人一人が恩恵を受けるものである。しかしながら、森林現場には、森林所有者の特定困難や境界の不明、担い手の不足といった、林業・山村の疲弊により長年にわたり積み重ねられてきた根本的な課題がある。その対策に当たっては、森林現場に近く所有者に最も身近な存在である市町村の果たす役割が重要となる。

このため、市町村による林地台帳の整備を着実に進めるとともに、公益的機能の発揮が求められながらも、自然的・社会的条件が不利であることにより所有者等による自発的な間伐等が見込めない森林の整備等に関する市町村の役割を明確にしつつ、地方公共団体の意見も踏まえながら、必要な森林関連法令の見直しを行うこととし、以

下のような施策の具体化を進める。

- ① 市町村から所有者に対する間伐への取組要請などの働きかけの強化
- ② 所有者の権利行使の制限等の一定の要件の下で、所有者負担を軽減した形で市町村自らが間伐等を実施
- ③ 要間伐森林制度を拡充し、所有者が不明の場合等においても市町村が間伐を代行
- ④ 寄附の受入れによる公的な管理の強化
- ⑤ 地域における民間の林業技術者の活用等による市町村の体制支援

このような施策を講じることにより市町村が主体となって実施する森林整備等に必要財源に充てるため、個人住民税均等割の枠組みの活用を含め都市・地方を通じて国民に等しく負担を求めることを基本とする森林環境税（仮称）の創設に向けて、地方公共団体の意見も踏まえながら、具体的な仕組み等について総合的に検討し、平成30年度税制改正において結論を得る。

## 2. 個別のグリーン化措置

### ▶ 長期優良住宅化リフォーム等の促進に向けたリフォーム税制（所得税・固定資産税）

[大綱 22～25、54 頁]

既存住宅のリフォームに係る所得税の特例措置について、以下の措置等が講じられることとされた。

- ・ 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例の適用対象となる工事に、特定の省エネ改修工事と併せて行う一定の耐久性向上改修工事を追加するとともに、税額控除率2%の対象となる住宅借入金等の範囲に、特定の省エネ改修工事と併せて行う一定の耐久性向上改修工事の費用に相当する住宅借入金等を追加する。
- ・ 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の適用対象となる工事に、一定の耐久性向上改修工事で耐震改修工事又は省エネ改修工事と併せて行うものを追加するとともに、その控除額を耐震改修工事又は省エネ改修工事に係る標準的な工事費用相当額及び耐久性向上改修工事に係る標準的な工事費用相当額の合計額（250万円（省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合には350万円）を限度）の10%に相当する金額とする。

なお、耐震改修工事及び省エネ改修工事と併せて一定の耐久性向上改修工事を行った場合における控除額は、その耐震改修工事に係る標準的な工事費用相当額、省エネ改修工事に係る標準的な工事費用相当額及び耐久性向上改修工事に係る標準的な工事費用相当額の合計額（500万円（省エネ改修工事と併せて太陽光発電装置を設置する場合には600万円）を限度）の10%に相当する金額とする。

- ・ 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除、特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例及び既存住宅に係る

特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除の適用対象となる省エネ改修工事の範囲を拡充する。

- ・ その他所要の措置を講ずる。

省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置について、長期優良住宅の認定を受けて改修されたことを証する書類を添付して市町村に申告がされた場合には、改修工事が完了した翌年度分に限り、減額すべき額を3分の2（現行：3分の1）に拡充することとされた。

#### ➤ **低公害自動車に燃料を充てんするための設備に係る課税標準の特例措置（固定資産税）**

〔大綱 59 頁〕

低公害車燃料等供給施設の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象となる設備要件に政府の補助を受けて取得したことを加えた上、その適用期限を2年延長することとされた。

#### ➤ **コージェネレーション設備に係る特例措置（固定資産税）**

〔大綱 59 頁〕

熱電併給型動力発生装置（コージェネレーション設備）に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象となる設備要件に1基当たりの発電容量が10kW以上であることを加えた上、その適用期限を2年延長することとされた。

#### ➤ **試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除（法人税、所得税、法人住民税）**

〔大綱 61～65 頁〕

試験研究を行った場合の税額控除制度（研究開発税制）について、以下の措置等が講じられることとなった。

- ・ 試験研究費の総額に係る税額控除制度について、税額控除率（現行：試験研究費割合に応じ8～10%）を試験研究費の増減割合に応じた税額控除率（10%を上限とする。）とする制度に改組する。
- ・ 試験研究費の増加額に係る税額控除又は平均売上金額の10%を超える試験研究費に係る税額控除を選択適用できる制度について、試験研究費の増加額に係る税額控除を廃止した上、その適用期限を2年延長する。
- ・ 2年間の時限措置として、試験研究費の総額に係る税額控除制度の税額控除率の上限を14%（原則：10%）とする等の措置を講ずる。
- ・ 試験研究費の範囲について、対価を得て提供する新たな役務の開発に係る試験研究のために要する一定の費用を加える。
- ・ 特別試験研究費の額に係る税額控除制度について、所要の見直しを行う。